

介護保険料が変わります

介護保険制度は、法律により、3年ごとに見直しを行うことになっています。本町の高齢化の状況等に合わせ、65歳以上の皆さんに負担していただく、令和3年度から5年度までの介護保険料が改定されました。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

改定前の基準額（月額）6,500円 → 改定後の基準額（月額）7,200円

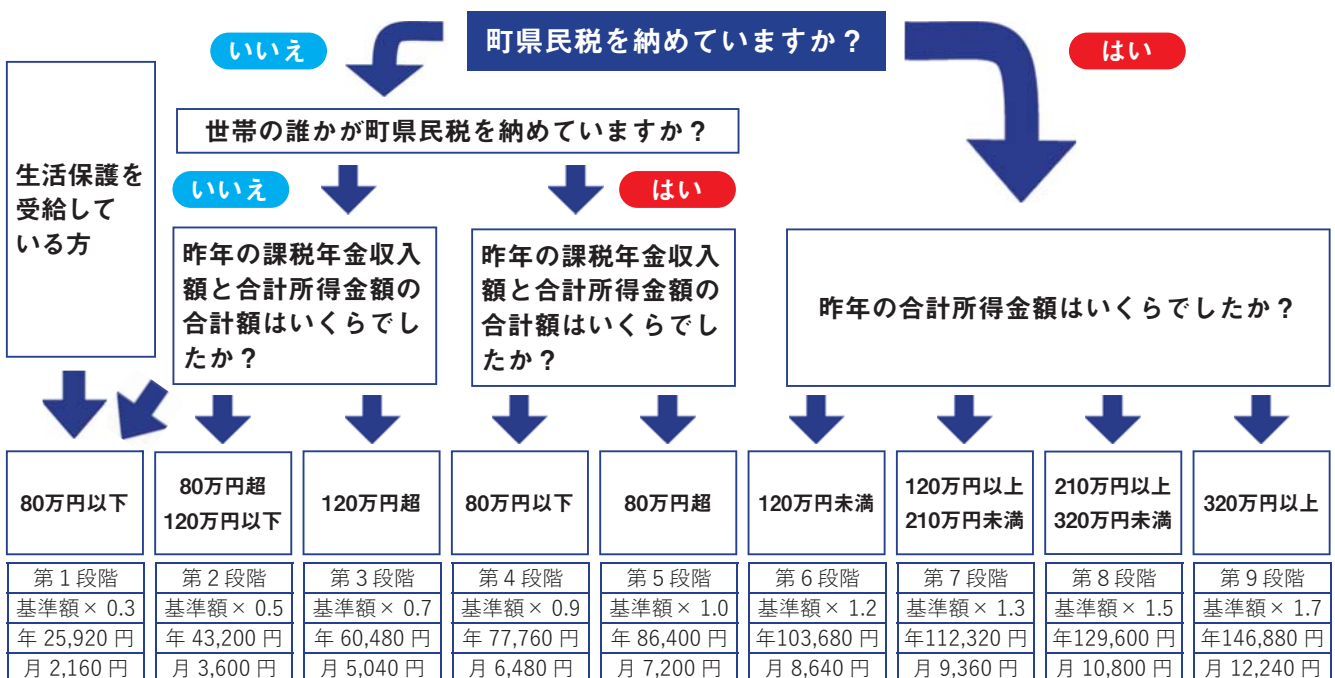
令和3年度から令和5年度の所得段階別介護保険料

区分	対象者	負担割合	保険料（円）	
			月額	年額
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が町県民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が町県民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円以下の方	基準額×0.3	2,160	25,920
第2段階	○世帯全員が町県民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円超120万円以下の方	基準額×0.5	3,600	43,200
第3段階	○世帯全員が町県民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、120万円超の方	基準額×0.7	5,040	60,480
第4段階	○世帯の誰かに町県民税が課税されているが、本人は町県民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円以下の方	基準額×0.9	6,480	77,760
第5段階	○世帯の誰かに町県民税が課税されているが、本人は町県民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円超の方	基準額×1.0	7,200	86,400
第6段階	○本人が町県民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	8,640	103,680
第7段階	○本人が町県民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	9,360	112,320
第8段階	○本人が町県民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	10,800	129,600
第9段階	○本人が町県民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.7	12,240	146,880

※合計所得金額とは

年金や給与等の総所得と株式上等に係る配当所得の金額、株式等の譲渡所得等（繰越控除前）の合計額から、土地・建物等の特別控除額を差し引いた金額です（ただし、扶養や医療費控除等の控除前の金額）。第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。

■あなたの介護保険料は？



お問い合わせ先 肝付町役場 福祉課 介護保険係 ☎ 0994(65)8413